

### (03) 児童扶養手当受給状況

制度の目的 児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭生活の自立の促進による、児童の福祉の増進を目的に児童の父母又は養育者に支給されます。

受給資格者 ①児童の父母 ②養育者

支給対象児童 ①18歳に達した年度末までの児童 ②20歳未満で政令で定める程度の障害のある児童

主な資格喪失理由 ①父母の婚姻 ②施設入所(児童のみ※親子で入所した場合は喪失に当たらない)

③児童を監護しなくなった  
④児童が18歳の年度末に達した又は20歳の誕生日を迎えたなどが該当します。

(令和5年3月31日現在)

区分 市町村名	児童扶養手当															
	受給者	支給数 停止者	受給者内訳							児童数別						支 給 対 象 数
			世帯 離別	死 別	未 婚	障 害	遺 棄	そ の 他	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人 以 上		
増毛町	40	5	31	0	8	0	0	1	22	15	1	2	0	0	63	
小平町	9	4	6	0	3	0	0	0	6	3	0	0	0	0	12	
苫前町	15	5	12	0	1	0	0	2	9	5	1	0	0	0	22	
羽幌町	37	9	32	0	3	0	0	2	18	13	5	1	0	0	63	
初山別村	5	1	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5	
遠別町	10	9	10	0	0	0	0	0	4	3	3	0	0	0	19	
天塩町	19	11	15	0	3	0	0	1	10	7	2	0	0	0	30	
町村計	135	44	111	0	18	0	0	6	74	46	12	3	0	0	214	
留萌市	153	16	145	0	10	0	0	8	84	52	16	1	0	0	240	
市町村計	288	60	256	0	28	0	0	14	158	98	28	4	0	0	454	

### (04) 児童手当支給状況

制度の目的 児童手当法に基づき、家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に手当が支給されます。

受給資格者 ①児童の父母 ②未成年後見人 ③父母指定者

支給要件児童 15歳に達した年度末までの児童

主な資格喪失理由 ①日本国内に住所を有しなくなった ②他市町村へ転出 ③支給要件児童と別居することとなった

失理由 ④支給要件児童が児童福祉施設へ入所したなどが該当します。

(令和5年3月31日現在)

区分 市町村名	0~3歳未満				3歳~小学校就学前				中学生		特例給付		支出総額 (千円)
	被用者		非被用者		第1子・第2子		第3子以降		延べ 児童数	支出額 (千円)	延べ 児童数	支出額 (千円)	
	延べ 児童数	支出額 (千円)	延べ 児童数	支出額 (千円)	延べ 児童数	支出額 (千円)	延べ 児童数	支出額 (千円)					
増毛町	288	4,320	76	1,140	1,577	15,770	362	5,430	682	6,820	57	285	33,765
小平町	199	2,985	105	1,575	1,180	11,800	254	3,810	370	3,700	194	970	24,840
苫前町	174	2,610	200	3,000	1,447	14,470	360	5,400	666	6,660	92	460	32,600
羽幌町	421	6,315	134	2,010	2,803	28,030	617	9,255	1,224	12,240	137	685	58,535
初山別村	70	1,050	84	1,260	472	4,720	75	1,125	184	1,840	66	330	10,325
遠別町	126	1,890	59	885	1,025	10,250	215	3,225	404	4,040	80	400	20,690
天塩町	305	4,575	68	1,020	1,236	12,360	200	3,000	552	5,520	204	1,020	27,495
町村計	1,583	23,745	726	10,890	9,740	97,400	2,083	31,245	4,082	40,820	830	4,150	208,250
留萌市	1,520	22,800	247	3,705	7,100	71,000	1,278	19,170	3,472	34,720	268	1,340	152,735
市町村計	3,103	46,545	973	14,595	16,840	168,400	3,361	50,415	7,554	75,540	1,098	5,490	360,985